

平成24年2月7日

第2357号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（51・都市計画課）……………1
- 用途地域における建築の許可に係る公開による意見の聴取（52・建築住宅課）……………1
- 証紙代金収納計器取扱人の指定事項の変更の届出（53・会計課）……………2
- 建設業の許可の取り消し（54・山本地域振興局総務企画部）……………2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………2

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（4）……………3
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（5）……………3
- 政治団体の解散の届出（6）……………3
- 政治団体の収支に関する報告書（7）……………4
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（8）……………6
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（9）……………6
- 政治団体の収支に関する報告書（10）……………6

公安委員会告示

- 年少射撃資格の認定のための講習会の実施（9・生活環境課）……………7

告 示

秋田県告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 公聴会の日時
平成24年2月24日（金）午後2時30分
- 2 公聴会の場所
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎7階第73会議室
- 3 定めようとする都市計画の構想
能代都市計画区域及び二ツ井都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課及び能代市都市整備部都市整備課に備え置いて、平成24年2月7日（火）から同月24日（金）までの間、縦覧に供する。
- 4 公述申出書の提出期限等
 - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成24年2月10日（金）から同月17日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
 - (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することがある。
 - (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
 - (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
 - (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。
- 5 問い合わせ先
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課 電話018（860）2442

秋田県告示第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同

条第15項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 意見の聴取の期日 平成24年2月14日午前10時30分
- 2 意見の聴取の場所 湯沢市千石町二丁目1番10号
秋田県雄勝地域振興局3階大会議室
- 3 許可しようとする建築物の建築の計画
 - (1) 建築物の用途 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場
 - (2) 建築物の場所 湯沢市千石町一丁目地内

秋田県告示第53号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第1項の規定により、次のとおり証紙代金収納計器取扱人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年2月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称	
変 更 前	変 更 後
秋田市八橋大畑二丁目12番55号 社団法人 日本自動車販売協会連合会秋田県支部	秋田市八橋大畑二丁目12番55号 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会秋田県支部

秋田県告示第54号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年1月27日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社浅間製作所
山本郡三種町志戸橋字霜谷地22番地2
代表取締役 北 林 鉄 美
秋田県知事許可（般-18）第011601号
- 3 処分の内容
建築工事業及び板金工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年1月27日付けで建築工事業及び板金工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年1月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 油谷これくしょん
- 3 代表者の氏名
五十嵐 潤

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市大町二丁目2番12号
イーホテルショッピングモール1階 秋田轟真内

5 定款に記載された目的

この法人は、油谷満夫氏が半世紀の間収集した文化的歴史的資料の管理、研究を行い活用し、イベントや展示会等を開催して事業の情報発信を行い、文化的社会的なコミュニティの向上に寄与する事を目的とする。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成23年12月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年2月7日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みなと文博後援会	湊 文博	鷲谷 徹	南秋田郡井川町坂本字飛塚16-5	平成23年12月9日
中村明人後援会	杉原 庄吾	中村 鉄司	鹿角郡小坂町小坂字濁川35番地	平成23年12月13日

秋選管告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成23年12月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年2月7日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
秋田広小路トライ政策研究会	代 表 者	高 階 勇 樹	佐々木 洋 輔	平成23年12月6日
	会 計 責 任 者	高 階 勇 樹	佐々木 洋 輔	
鳥井修後援会	会 計 責 任 者	高 階 勇 樹	佐々木 洋 輔	平成23年12月6日
秋田県農協政治連盟	会 計 責 任 者	淡 路 保	渡 部 正 敬	平成23年12月12日
秋田県山田としお後援会	会 計 責 任 者	淡 路 保	渡 部 正 敬	平成23年12月12日
はせべ誠後援会	主たる事務所の所在地	由利本荘市裏尾崎町60-21	由利本荘市岩谷町字西野133-1	平成23年12月13日
石井ひろおを励ますスポーツ愛好者の会	会 計 責 任 者	片 野 裕	木 村 充	平成23年12月15日
芳賀洋介後援会	主たる事務所の所在地	秋田市仁井田新田二丁目2-21	南秋田郡八郎潟町真坂字南真坂2	平成23年12月20日

秋選管告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成23年12月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成24年2月7日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県秋田市第三支部	富 樫 博 之	平成23年12月28日	平成23年12月28日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
松坂としえつ後援会	富 樫 茂	平成23年12月1日	平成23年12月5日
うなづきみつる後援会	福 島 正 人	平成23年12月1日	平成23年12月26日
石山米男後援会	沓 沢 隆 一	平成23年12月12日	平成23年12月27日

秋選管告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成24年2月7日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県秋田市第三支部（平成23年分）

報告年月日 平成23年12月28日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	14,868,686円
前年からの繰越額	166,373円
本年の収入額	14,702,313円
(イ) 支出総額	14,868,686円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附	14,201,790円
個人からの寄附	132,000円
法人その他の団体からの寄附	6,569,790円
政治団体からの寄附	7,500,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	500,000円
自由民主党秋田県支部連合会	500,000円
その他の収入	523円

合 計

14,702,313円

[寄附の内訳]

個人からの寄附

穂積 洋	60,000円	秋田市
その他の寄附	72,000円	

法人その他の団体からの寄附

ユナイテッド計画(株)	660,000円	潟上市
中仙塗装工業(株)	500,000円	秋田市
(株)石川組	200,000円	鹿角市
(株)アイネックス	60,000円	秋田市
中央土建(株)	1,000,000円	秋田市

(株)林工務店	60,000円	秋田市
伊藤工業(株)	60,000円	秋田市
新政酒造(株)	60,000円	秋田市
(有)アタベック	120,000円	秋田市
(株)アクティス	100,000円	秋田市
(株)伊藤組	120,000円	秋田市
(株)鈴鉦組	60,000円	秋田市
(株)トップス	120,000円	秋田市
(有)東北架設工業	60,000円	秋田市
(株)北勢工業	60,000円	秋田市
根田労務管理センター	60,000円	秋田市
松澤電気工事(株)	60,000円	秋田市
(株)英明工務店	60,000円	秋田市
(有)南部建設工業	240,000円	秋田市
(株)リスコ	60,000円	秋田市
秋田市測量建設コンサルタント	108,000円	秋田市
(有)秋田チケット	60,000円	秋田市
(社)秋田県建造物解体業協会	360,000円	秋田市
その他の寄附	2,321,790円	
政治団体からの寄附		
櫛の会	7,500,000円	秋田市
(イ) 支出の内訳		
政治活動費	14,868,686円	
組織活動費	62,475円	
寄附・交付金	14,806,211円	
合 計	<u>14,868,686円</u>	
(2) その他の政治団体		
政治団体の名称 うなづきみつる後援会 (平成23年分)		
報告年月日 平成23年12月26日		
ア 収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	<u>341,372円</u>	
前年からの繰越額	0円	
本年の収入額	341,372円	
(イ) 支出総額	<u>181,902円</u>	
イ 収入・支出の内訳		
(ア) 収入の内訳		
寄附	341,372円	
個人からの寄附	141,372円	
(うち特定寄附)	141,372円	
政治団体からの寄附	200,000円	
合 計	<u>341,372円</u>	
[寄附の内訳]		
個人からの寄附		
福島 正人	141,372円	湯沢市
政治団体からの寄附		
民主党秋田県総支部連合会	200,000円	秋田市
(イ) 支出の内訳		
経常経費	181,902円	
備品・消耗品費	112,102円	
事務所費	69,800円	
合 計	<u>181,902円</u>	
政治団体の名称 石山米男後援会 (平成23年分)		
報告年月日 平成23年12月27日		

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

87,664円

前年からの繰越額

87,652円

本年の収入額

12円

(イ) 支出総額

87,178円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

その他の収入

12円

合 計

12円

(イ) 支出の内訳

経常経費

1,240円

備品・消耗品費

1,240円

政治活動費

85,938円

組織活動費

85,938円

合 計

87,178円

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
松坂としえつ後援会(平成23年分)	平成23年12月5日

秋選管告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年2月7日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
芳賀 洋介	秋田県議会議員	芳賀洋介後援会	主たる事務所の所在地	秋田市仁井田新田二丁目2-21	南秋田郡八郎潟町真坂字南真坂2	平成23年12月20日

秋選管告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年2月7日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
福島 正人	秋田県議会議員	うなづきみつる後援会	湯沢市両神19-1	福島 正人	平成23年12月26日

秋選管告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成24年2月7日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 平成23年12月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨(平成22年分)

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 佐々木三知夫私設応援団

報告年月日 平成23年12月5日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 765,000円

前年からの繰越額 0円

本年の収入額 765,000円

(イ) 支出総額 251,925円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附 765,000円

個人からの寄附 765,000円

合 計 765,000円

[寄附の内訳]

個人からの寄附

佐々木 吉和 100,000円 潟上市

北嶋 昭 100,000円 秋田市

その他の寄附 565,000円

(イ) 支出の内訳

政治活動費 251,925円

機関紙誌の発行その他の事業費 251,925円

宣伝事業費 251,925円

合 計 251,925円

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第29条第1項の規定に基づき、公表する。

平成24年2月7日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

1 実施年月日

平成24年3月2日(金)午前9時から午後4時まで

2 実施場所

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部3階会議室3

3 講習科目及び講習時間数

空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について4時間実施する。

4 受講定員

20人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 年少射撃資格講習受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成24年2月7日（火）から同月29日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員20人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

9,700円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3167）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号